

エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. エネルギー基本計画の見直しに当たっては、原子力や再生可能エネルギー等に係る国内外の動向を十分に踏まえ、国民に対して具体的なエネルギー政策の方針を示すとともに、必要な施策を講じること。

2. 再生可能エネルギー等の導入促進

(1) 再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を推進するため、財政措置の拡充など必要な措置を講じること。

また、メタンハイドレートの開発・実用化を推進すること。

(2) 太陽光発電施設の設置に当たっては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」において、防災・安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄の観点から基準を策定して許可するなど法的規制を行うこと。

(3) 再生可能エネルギーの導入を促進するため、固定価格買取制度については、地域の実情を勘案し、調達価格と調達期間等の適正な運用に努めること。

(4) 次世代自動車の普及を促進するため、水素ステーションなど必要なインフラ整備を推進すること。

また、バイオディーゼル燃料を利用した自動車の普及を促進するため、燃料供給施設の普及に係る財政措置やバイオディーゼル燃料の利用促進に向けた支援策を講じること。

3. 災害時を含め、エネルギーを安定供給するため、必要な体制を整備するとともに、都市自治体が取り組むエネルギー供給体制の構築に係る財政措置を講じること。

4. 電源立地地域への支援については、電源立地地域対策交付金等の対象施設や地域を拡充するなど、周辺地域の雇用促進と産業振興に資する制度改善を行うこと。

なお、水力発電施設周辺地域交付金相当分は、制度の恒久化を図るとともに、交付限度額等の拡充及び事務手続を簡素化すること。

5. 亜炭廃坑に起因する鉱害から地域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、危険個所の調査及び陥没防止対策等に係る財政措置を拡充すること。

6. 東日本大震災関係

福島新エネ社会構想の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大のため、送電網の整備を推進すること。

また、エネルギーの地産地消に取り組む地方自治体を支援するために必要な支援策を講じること。